

## 議案第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、当市条例の規定中に含まれる懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるため、関係する条例を一括して改正するものです。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事</p>

<p>事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>6 から 8 まで (略)</p>	<p>訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>6 から 8 まで (略)</p>
---	---

(取手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 取手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第 6 条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) 懲戒免職者<u>又は</u>これに準ずる処分を受けて退職した者</p> <p>(3) から(5)まで (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第 6 条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) 懲戒免職者<u>または</u>これに準ずる処分を受けて退職した者</p> <p>(3) から(5)まで (略)</p>

(取手市表彰条例の一部改正)

第3条 取手市表彰条例(昭和46年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(待遇の取消し) 第12条 自治功労表彰者が次の各号の一に該当したときは、第10条の待遇を取り消す。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者	(待遇の取消し) 第12条 自治功労表彰者が次の各号の一に該当したときは、第10条の待遇を取り消す。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者

(取手市公害防止条例の一部改正)

第4条 取手市公害防止条例(昭和49年条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第36条 第23条第1項又は第25条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第36条 第23条第1項又は第25条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。

(取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第5条 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
--------------	--------------

(取手市消防団条例の一部改正)

第6条 取手市消防団条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>

(取手市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 取手市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報であって、個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>付 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報であって、個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>

<p>5 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が職務上作成し、又は取得した旧条例第2条第1号に規定する個人情報であって、当該旧実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該旧実施機関が保有していたものを前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>5 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が職務上作成し、又は取得した旧条例第2条第1号に規定する個人情報であって、当該旧実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該旧実施機関が保有していたものを前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>

(取手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第8条 取手市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専ら</p>	<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専ら</p>

その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 付 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

### (罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

### (人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

### (取手市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

### (市規則への委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。